

## 島根県立大学しまね地域研究センター組織運営規程

平成31年4月1日  
島根県立大学規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第14条に規定するしまね地域研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第2条 センターは、地域課題や地域文化の研究に取り組み、地域貢献を推進していくことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 島根県が直面する地域課題や地域文化等の研究プロジェクトに関すること。
- (2) 自治体、島根県中山間地域研究センター等との間で取り組む全学的な受託研究・共同研究に関すること。
- (3) 本学学内研究者の研究支援に関すること。
- (4) 研究成果の公表に関すること。
- (5) その他センターの目的達成のために必要な事業に関すること。

2 前項第1号のプロジェクト研究の研究期間は2年以内とする。

(職員)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長・・・1名
- (2) 運営委員・・・・3名
- (3) 研究員・・・・若干名

2 センターに客員研究員を置くことができる。

3 運営委員は、各キャンパスから1名を学長が指名し、任期は2年とする。

4 研究員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、継続して4年以内までとする。

(センター長)

第5条 センター長は、専任の教員から選出する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議)

第6条 センターに、運営会議を置く。

2 運営会議は、センター長が主宰する。

(事務)

第7条 センターの事務局は浜田キャンパスに置き、地域連携課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。